

別記様式第1号(第四関係)

む な せ が わ ち く か っ せ い か け い か く
武名瀬川地区活性化計画

栃木県下野市

栃 木 県

(平成20年2月)
平成21年2月

1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	武名瀬川地区	都道府県名	栃木県	市町村名	下野市	地区名(1)	武名瀬川地区	計画期間(2)	平成20年度～平成24年度
-------	--------	-------	-----	------	-----	----------	--------	-----------	---------------

目標 : (3)
武名瀬川地区においては、二条大麦や飼料作物の生産振興により地域の活性化を図るため、ほ場条件の整備や農用地の集団化、担い手への農地の集積を促進するなど、後継者が積極的に農業に取り組める条件を整備し、担い手が意欲を持って定住できる環境を整え、平成19年度現在の集落戸数(216戸)から、平成24年度の集落戸数(205戸)への微減にとどめることを目指す。

目標設定の考え方

地区の概要:

下野市は、関東平野の北部、栃木県の中南部に位置し、都心から約8.5Km圏にあり、東に鬼怒川と田川、西に思川と姿川が流れる高低差のあまりない、古来より開けた平坦で安定した自然災害も少ない地域である。このような恵まれた地勢と気候を活かし、多様な農業が展開されている。武名瀬川地区は、旧南河内町の一部であったが平成18年の3町合併(旧石橋町、国分寺町、南河内町)により、下野市の武名瀬川地区として新たな一歩を歩み始めた。武名瀬川地区は、水田地帯で水稻栽培が盛んであるが、近年転作作物としての二条大麦や飼料作物の栽培が増えてきている。また、新国道4号線に近接し、首都圏への農産物の搬送に有利な地域特性もあり、生産力向上を目指した地域農業の展開が期待される場所である。

現状と課題

武名瀬川地区は、水田主体の農業地域であるが、農地が狭く、不正形のため、作業効率が非常に悪い。また道路も狭く屈曲しており、大型機械の導入が困難な状況にある。このため、農業従事者の高齢化が進む中で農業後継者不足や、耕作放棄地の増が懸念され、集落戸数及び定住人口の維持が課題となっている。

今後の展開方向等(4)

武名瀬川地区においては、土地改良事業を行い、ほ場条件の整備や農地の集団化により作業効率を向上させ、農業後継者が積極的に農業に取り組めるようにするとともに、担い手への農地の集積を推進する。また、近年作付けの増えている転作作物としての二条大麦や飼料作物の生産を振興することで、耕作放棄地を無くすとともに、地域の特性を活かせるような経営形態を確立し、農業地帯である武名瀬川地区の活性化を図る。
このようなことで、武名瀬川地区の活性化を図り、定住環境の整備促進を図っていく。

2 目標を達成するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

(1) 法第5条第2項第3号に規定する事業(1)

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)(2)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第3号イ・ロ・ハ・ニの別(3)	備考
下野市	武名瀬川	基盤整備(農用地等集団化)	栃木県土地改良事業団体連合会	有	イ	
下野市	武名瀬川	経営体育成基盤整備事業	栃木県	無	イ	

(2) 法第5条第2項第4号に規定する事業・事務(4)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考

(3) 関連事業(施行規則第2条第3項)(5)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考

(4) 他の地方公共団体との連携に関する事項(6)

--

3 活性化計画の区域(1)

武名瀬川地区(栃木県下野市)	区域面積 (2)	70ha
区域設定の考え方 (3)		
法第3条第1号関係: 当該区域の総面積70haのうち農林地面積は65haで92%を占め、8割以上が農林漁業従事者で農林業以外の製造業はない。		
法第3条第2号関係: 地域の高齢化が進み、H12年は14.5%であったが、H17年は16.5%に増加しており、活性化のためには、定住を進めることが必要不可欠な区域である。		
法第3条第3号関係: 家屋間の距離は約40~70mで、区域内には商店が1軒あるのみで、市街地を形成している区域(都市計画法に基づく用途地域を含む。)は含んでいない。		

4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項

(1)市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

土地の所在	地番	地目		地積(m ²)	新たに権利を取得するもの			既に有している権利に基づくもの			土地の利用目的		備考
		登記簿	現況		権利の種類(1)	土地所有者		権利の種類(1)	土地所有者		農地(2)	市民農園施設 種別(3)	
						氏名	住所		氏名	住所			

(2)市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)(イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ヘ、ト)

整備計画	種別(5)	構造(6)	建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物						
工作物						
計						

(3)開設の時期 (農林水産省令第2条第4号二)

--

5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針(1)		
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法(2)		
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等		
設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準(3)		
設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準(4)		
設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法(5)		
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件 その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項		
農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件(6)		
その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項(7)		

6 活性化計画の目標の達成状況の評価等(1)

下野市において、現地確認調査によって区域内の集落戸数を把握し、検証する。